

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の
特別緊急関税に関する規定の平成二十七年度における適用の停止
を定める政令案要綱

1. バター等であって平成27年12月1日から平成28年3月31日までに輸入されるものについて、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止することとする。
2. この政令は、平成27年12月1日から施行することとする。